

石川県立総合看護専門学校の実習教材の共同活用について

看護師養成所における実習教育の向上を図るため、総合看護専門学校に県内看護師等養成所等の共同活用に供するための実習教材を整備した。

これに係る使用許可申請の受付を、平成23年1月から開始する。

1 共同活用に供する実習教材（主なもの）

番号	品名	数量	備考
1	採血・静注シミュレーター シンジョー	1	京都科学
2	殿部筋肉内注射シミュレーター でんちゅうくん	7	坂本モデル
3	嚥下のメカニズム模型	1	坂本モデル
4	吸引シミュレーター Qちゃん	3	京都科学
5	口腔ケアモデル せいけつくん	1	京都科学
6	AEDリトルアントレーニングシステム	4	レールダル
7	トップ輸液ポンプ（専用スタンド付き）	1	TOP
8	シリンジポンプ（ポールクランプ付き）	2	TOP
9	洗髪車	2	アトム、エレカ
10	エアーストレッチャー	1	キャピー
11	ハイローストレッチャー	1	ムラナカ
12	万能成人実習モデル さくらII SAKURA	5	京都科学
13	導尿・浣腸シミュレータ 女性用	5	京都科学
14	導尿・浣腸シミュレータ 男女ペア	5	京都科学

※番号1～12は平成22年度購入、番号13～14は平成25年度購入

2 共同活用対象機関

県内の看護師等養成所

及び医療機関（教育・研修を目的とするものに限る。）

3 使用の期間

総合看護専門学校が授業で使用していない場合で、期間は原則1週間以内とする。

4 使用の手続き及び注意事項等

- (1) 実習教材の使用にあたっては、事前に使用状況を確認のうえ、別途定める書面で申請し、学校長の使用許可を得るものとする。
- (2) 実習教材の搬出、搬入は使用者の責任で行うものとする。
- (3) 実習教材に使用する消耗品等は、使用者が負担するものとする。
- (4) 使用者は、実習教材の使用によって、著しい品質の低下や新たな破損等を生じさせた場合は、直ちに学校長に届けるものとし、必要な修理、交換など補償義務を負うものとする。